

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	八尾市 市税の収納に関する事務 重点項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八尾市は、市税の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八尾市長

公表日

令和8年3月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	市税の収納に関する事務						
②事務の内容	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、市税の徴収に関する事務。 ・市税の消し込み、収納等を行う収納管理事務。 ・督促状等送付や滞納整理を行う滞納整理事務。 ・過誤納に伴う、還付又は充当業務。 ・納税証明発行事務。						
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
<選択肢>							
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム							
システム1							
①システムの名称	税収納システム						
②システムの機能	1 収納管理機能 ・市税の消し込み、収納等の処理を行う。 2 滞納整理機能 ・督促状等の送付、滞納整理処理を行う。 3 還付充当機能 ・市税の還付、充当処理等を行う。 4 納税証明発行機能 ・納税証明書等を発行する。						
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()						
システム2							
①システムの名称	番号連携サーバー(=宛名システム等)						
②システムの機能	1 宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。 2 統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3 符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 4 情報提供機能 ・各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 5 情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。						
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ・市内の業務システム)						
システム3							
①システムの名称	中間サーバー						

<p>②システムの機能</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティを管理するための機能。 9 職員認証・権限管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 								
<p>③他のシステムとの接続</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 税務システム </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> その他 (</td> <td style="border: none;">) </td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
税収納ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項に規定された事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務 を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表48の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 納税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税収納ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者
その必要性	納税義務者に対し、公平・公正な徴収事務等を行う必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
	その妥当性
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財政部 納税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (法務局、国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務を行うため	
④使用の主体	使用部署	財政部 納税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	収納等に関する事務 ・市税の消し込み、収納等の収納管理を行う。 ・督促状等の送付、滞納整理処理等の滞納整理を行う。 ・市税の還付、充当処理等の還付充当を行う。 ・納税証明書等を発行する。	
情報の突合	納税義務者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から入手した納税者関係情報の突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (1) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システム保守運用業務	
①委託内容	税収納システムの保守運用	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 アイネス 関西支社 標準化移行後より 紀陽情報システム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無

[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件

[] 行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1.課税根拠年度、2.開始事業年度、3.調定発生年度、4.通知書番号、5.還付年度、6.還付番号、7.還付通知日、8.支出決定日、9.還付請求日、10.還付支払日、11.還付時効日、12.還付照合日、13.還付再発行日、14.状態区分、15.支出区分、16.誤納区分、17.過納区分、18.更正理由、19.連携税目コード、20.発行回数、21.賦課決定通知日、22.還付額合計、23.充当額合計、24.還付加算金計、25.住民コード、26.税目種別、27.現金振込区分、28.振込銀行名称、29.振込支店名称、30.振込銀行コード、31.振込支店コード、32.振込口座種別、33.振込口座番号、34.振込先名義人カナ、35.振込先名義人漢字、36.送付先個人住民コード、37.送付先個人氏名カナ、38.送付先個人氏名、39.送付先個人税目種別、40.送付先個人郵便番号1、41.送付先個人郵便番号2、42.送付先個人住所、43.汎用項目、44.初回登録還付年度、45.初回登録支出区分、46.更新担当者コード、47.マスタ新規作成日、48.マスタ更新日、49.還付連番、50.税目コード、51.課税根拠年度、52.開始事業年度、53.調定発生年度、54.通知書番号、55.更正年度、56.更正日、57.期別、58.枝番、59.終了事業年度、60.税額1、61.税額2、62.納付額1、63.納付額2、64.既還付額1、65.既還付額2、66.還付額1、67.還付額2、68.督促手数料納付額、69.既還付督促手数料、70.督促手数料還付額、71.延滞金調定額、72.延滞金納付額、73.既還付延滞金、74.延滞金還付額、75.退職所得税額、76.退職所得納付額、77.既還付退職所得額、78.退職所得還付額、79.賦課加算金調定額、80.賦課加算金納付額、81.既還付賦課加算金、82.賦課加算金還付額、83.賦課加算金区分、84.収納日、85.領収日、86.会計年度、87.還付加算金、88.還付加算日数、89.還付加算金起算日、90.還付加算金終了日、91.過誤納区分、92.納付額年度、93.納付額期別、94.納付額枝番、95.汎用項目、96.マスタ新規作成日、97.税目コード、98.課税根拠年度、99.開始事業年度、100.調定発生年度、101.通知書番号、102.更正年度、103.更正日、104.旧自治体コード、105.連携税目コード、106.賦課決定通知日、107.更正理由コード、108.課税者住民コード、109.課税者税目種別、110.代相人住民コード、111.代相人税目種別、112.納管人住民コード、113.納管人税目種別、114.義務者住民コード、115.税目種別、116.統合者住民コード、117.統合者税目種別、118.連動コード、119.開始日、120.終了日、121.車種コード、122.標識番号1、123.標識番号2、124.標識番号3、125.最新表示、126.更新担当者コード、127.マスタ新規作成日、128.マスタ更新日、129.税目コード、130.課税根拠年度、131.開始事業年度、132.調定発生年度、133.通知書番号、134.更正年度、135.更正日、136.期別、137.枝番、138.納期限、139.法定納期限、140.調定年月、141.終了事業年度、142.申告日、143.税額1、144.税額2、145.納付額1、146.納付額2、147.還付額1、148.還付額2、149.退職所得税額、150.退職所得納付額、151.退職所得還付額、152.延滞金調定区分、153.延滞金調定額、154.延滞金納付額、155.延滞金還付額、156.督促手数料調定額、157.督促手数料納付額、158.督促手数料還付額、159.賦課加算金区分、160.賦課加算金調定額、161.賦課加算金納付額、162.賦課加算金還付額、163.収納日、164.領収日、165.完納表示、166.最新表示、167.減免区分、168.連携期別、169.時効予定日、170.時効予定事由、171.欠損日、172.欠損事由、173.引継日、174.引継事由、175.事象_分納誓約、176.事象_納付受託、177.事象_差押、178.事象_参加差押、179.事象_二重差押、180.事象_交付要求、181.事象_執行停止、182.事象_徴収猶予、183.事象_繰上徴収、184.事象_確定延滞金減免、185.事象_計算延滞金減免、186.事象_時効予定、187.事象_督促告停止、188.事象_換価猶予、189.事象_納期特例、190.事象_証明停止、191.事象_引継ぎ、192.仮消込表示、193.納付書更新区分、194.更新担当者コード、195.マスタ新規作成日、196.マスタ更新日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税収納ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者からの届出・申請等の情報の入手については、本人の個人番号カードまたは通知カード、身分証明書の提示により、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・他団体等からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて八尾市の課税対象者と合致するかを確認する。 ・納税義務者からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、必要な情報のみを記載する様式とする。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制限を行っている。 ・税収納システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、事務実施者ごとに特定個人情報の参照権限を割り当てる。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	端末の立ち上げ時には生体認証による管理を行い、システムを利用する必要がある職員のユーザーIDに操作権限を割り当て、ユーザーIDとともにパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護 ・業務従事者名簿の事前提出 ・再委託の制限(再委託する場合は事前承認が必要) ・目的外利用の禁止 ・知り得た秘密の遺漏の禁止 ・情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写・複製の禁止 ・必要に応じ、業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法で認められている特定個人情報についてのみ「提供・移転」を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
① 事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	
② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>	
その内容	—		
再発防止策の内容	—		

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・年1回、個人情報保護に関する研修を対面で実施している。未受講者については資料を回覧し、周知している。</p> <p>・年1回情報セキュリティに関する動画研修を実施している。受講後、テスト及びアンケートを実施し、習熟度を把握している。未受講者が出ないように組織的に確認を行っている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八尾市総務部総務課情報公開室 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel 072-924-9861(直通)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八尾市財政部納税課 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel 072-924-3824(直通)
②対応方法	問い合わせ受付の際、対応内容について、記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年3月23日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	実施しない
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月25日	I 基本情報 6. 評価機関における担当部署 ②所属長の役職名	上野山 喜之	課長	事後	
令和2年7月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	事後	
令和2年7月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号第20条	事後	
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策 ユーザー認証管理	スマートカードによるパスワード管理	生体認証による管理	事後	
令和2年7月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年4月1日	令和2年5月22日	事後	
令和3年7月29日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	八尾市総務部市政情報課情報公開室	八尾市総務部総務課情報公開室	事後	
令和7年7月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシ ステム ③ 他のシステムとの接続 システム2	[O]その他()	[O]その他(中間サーバ・庁内の業務システム)	事後	
令和7年7月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシ ステム ③ 他のシステムとの接続 システム3	[O]その他()	[O]その他(庁内の業務システム)	事後	
令和7年7月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・平 成26年内閣府・総務省令第7号 第20条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制 限)に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	

令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号の規定に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報ファイルの保管・消去 保管場所	<本市における措置> ・セキュリティゲートにて入退室管理(サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理)を行っている部屋(サーバー室)に設置したサーバー内に保管している。	・サーバに接続する持ち運び可能な業務端末は、業務終了後に施錠できる場所へ保管している。 ・電子記録媒体については、利用時以外は施錠できる保管庫に保管している。	事後	追加記入
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		記載削除	事後	
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策 8. 監査	[○]内部監査	[]内部監査	事後	
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<本市における措置> ・個人情報保護に関する研修を実施している。 ・情報セキュリティに関する研修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	・年1回、個人情報保護に関する研修を対面で実施している。未受講者については資料を回覧し、周知している。 ・年1回情報セキュリティに関する動画研修を実施している。受講後、テスト及びアンケートを実施し、習熟度を把握している。未受講者が出ないように組織的に確認を行っている。	事後	
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策 10.その他のリスク対策		記載削除	事後	
令和8年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	共通基盤システム(=庁内連携システム)	記載削除	事前	

令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社アイネス	株式会社 アイネス 関西支社 標準化移行後より 紀陽情報システム株式会社	事前	
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退室管理(サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理)を行っている部屋(サーバー室)に設置したサーバー内に保管している。 ・サーバに接続する持ち運び可能な業務端末は、業務終了後に施錠できる場所へ保管している。 	記載削除	事前	
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	
令和8年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 	事前	追加記入

令和8年3月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法第19条第8号の規定に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	追加記入
令和8年3月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスクに対する措置		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	事後	追加記入
令和8年3月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスクに対する措置		<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	事後	追加記入

令和8年3月31日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 	事後	追加記入
令和8年3月31日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効果的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	事後	追加記入

令和8年3月31日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策		<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	事後	追加記入
令和8年3月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和7年6月18日	令和8年3月23日	事後	